

「下請法」の概要について

公正取引委員会事務総局 九州事務所

下請課 下請取引調査官 上 瀧 清 典

はじめに

「下請法」という法律を御存じでしょうか？ 正式には「下請代金支払遅延等防止法」という名称ですが、下請取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的に制定された法律です。

例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じることは禁じられており、たとえ、下請事業者からの了解を得て減じる場合であっても、下請法違反となります。

公正取引委員会では、下請法に違反している親事業者に対して勧告・警告を行うことにより、親事業者の違法行為をやめさせたり、下請代金の減額分を下請事業者に対して返還させていますので、下請事業者に該当する方は、下請法を知ることにより親事業者とのビジネスを改善できるかもしれません。

また、親事業者は、公正取引委員会から勧告された場合には、企業名や違反事実の概要などが公表されます。企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です。親事業者には、下請法の内容を正しく理解し、公正な取引を行うことが求められます。

そこで、今回のビジネスコーナーでは、この下請法について取り上げます。

1. 下請法が適用される取引

下請法は、適用対象となる下請取引の範囲を、①**事業者の資本金規模**と、②**取引の内容**の両面から定めています。この両方の条件に合致した取引を**下請取引**といい、下請法が適用されます。

下請取引

=

取引の内容

+

資本金規模

資本金規模の条件は、取引の内容によって異なりますので、次のページの図を参考にしてください。

なお、建設業を営む者が請け負う建設工事は下請法の対象となっておりません。これは、建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。

《以下の取引は下請法の対象です》

ケース1

取引の内容

- ① 物品の製造・加工委託 *1
- ② 物品の修理委託
- ③ プログラムの作成に係る情報成果物の作成委託
- ④ 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務の提供委託

資本金規模

下請事業者	委託 *2	親事業者
1千万1円以上3億円以下の法人事業者	←	3億1円以上の法人事業者
1千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	1千万1円以上の法人事業者

*1 物品には、その半製品、部品、附属品、原材料や、これらの製造に用いる金型を含みます。

*2 委託とは、物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」に含まれません。

ケース2

取引の内容

- ① 情報成果物（プログラムを除く。）の作成委託
- ② 役務（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）の提供委託 *

資本金規模

下請事業者	委託	親事業者
1千万1円以上5千万円以下の法人事業者	←	5千万1円以上の法人事業者
1千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	1千万1円以上の法人事業者

* 建設業を営む者が請け負う建設工事は下請法の対象外です。

2. 親事業者の義務

下請法が適用される親事業者には4つの義務が課されており、例えば以下のような義務があります。

（1）発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、**下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面**を下請事業者に対して**直ちに交付すること**が義務付けられています。

（２）支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。なお、1か月締切制度（例：毎月末日締切、翌月25日支払）を採っている場合は、上記の例のように、遅くとも納品締切後30日（1か月）以内の範囲で支払期日を定める必要があります。

3. 親事業者の禁止事項

下請法が適用される親事業者には11項目の禁止事項が課せられており、例えば以下の行為が禁止されています。

（１）買ったとき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買ったときに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②不当に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。



（２）下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければなりません。支払期日の定め方については、前記2（2）に記載のとおりです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内で定められた支払期日までに支払わなければ支払遅延となります。



（３）下請代金の減額

親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額から代金を差し引いてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、また、下請事業者との合意の有無を問いません。



（４）割引困難な手形の交付

下請代金の支払は原則現金払いですが、手形による支払も認められています。手形による支払の場合は、そのサイトは繊維業の取引で90日以内、その他の業種の取引で120日以内でなければなりません。



（５）返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品することはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品することはできません。



(6) 購入・利用強制

親事業者は、正当な理由がないのに、**自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に強制してはいけません。**



(7) 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対して**お金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。**



おわりに

今回は、下請法を御存じなかった方にも関心を持っていただくために、分かり易さを優先して詳細な説明は省略していますが、より詳しく知りたい方や、親事業者の行為が「下請法上問題かな」と思われた方は、公正取引委員会に御相談ください。もちろん秘密は厳守していますし、**親事業者に対して調査を行う場合は、情報を提供していただいた下請事業者が特定されないよう、様々な工夫**をしていますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

下請法に関する御相談はこちらに

公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課

電話 092-431-6032

長崎県における「1日出張事務所」開設のお知らせ

公正取引委員会は、全国各地に地方事務所等を置き、独占禁止法、下請法及び景品表示法の適切な運用に努めています。

九州事務所は、福岡市に事務所を置き九州7県を管轄しておりますが、福岡市以外の都市における広報活動、相談対応の一層の充実を図るため、長崎市において「**1日出張事務所**」を開設することにしました。

この1日出張事務所では、独占禁止法、下請法及び景品表示法についての御相談も承りますので、この機会に是非御利用ください。

日時 平成20年11月10日（月）10：00～16：00

場所 長崎ブリックホール3階 国際会議場ほか

長崎市茂里町2-38（電話：095-842-2002）

内容 ・講演会（独占禁止法の概要・下請法の概要・景品表示法の概要）
・相談コーナー（独占禁止法・下請法・景品表示法） 他

※ いずれも参加無料ですが、講演会の定員は各200名（先着順）ですので、事前にファックスでお申し込みください。詳しくは、九州事務所総務課（電話092-431-5881）までお問い合わせください。